

**【新設】**（特定法人が2以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算）

**55 の 2-3** 法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを2以上の特定法人の株式等について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられているのであるから、措置法第55条の2第2項又は第3項（第6号を除く。）の規定による益金算入額は各特定法人ごとに計算することに留意する。

**【解説】**

- 1 中小企業事業再編投資損失準備金については、原則として5年据置き5年均分取崩しをすることとされているのであるが、これ以外に取崩しを要する特定の事実が生じた場合にもその取崩しをしなければならない（措法55の2②③一～五、七）。  
この場合の取崩しを要する特定の事実は、特定法人に基因しない事実である中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の解散を除き、その取崩額の計算は特定法人ごとに行うことになる。  
本通達では、このことを留意的に明らかにしている。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の44-3）を定めている。